

補助対象事業及び補助協議単価等

1. 補助対象事業

(1) 既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業

平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の第2の2のイに定める事業

(2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

「実施要綱」の第2の2のウに定める事業

2. 補助協議単価等

(1) 補助協議単価等については、それぞれ「実施要綱」の別表1(1)に定める交付基準単価に定めるものとする。

(2) 1.(1)の事業については、 m^2 単価による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要がある。共有部分を有する複合型施設においては、その補助対象面積の算出方法等について、別紙2「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について」を確認の上、別添2「スプリンクラー設備等の整備に係る確認シート」を活用いただき、適切に補助対象面積を算出されたい。

スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について

既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業を実施するにあたり、 m^2 単価による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要があります。

つきましては、協議に際して、各階の平面図・求積図等の建物の各部分の面積が確認できる書類、その他必要な書類等の添付をお願いするとともに、別添2「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート」にご記入の上、ご提出ください。

なお、複合型施設における補助対象面積の確認手順については、以下にお示しします。

■複合型施設の場合の確認手順

複合型施設における共有部分の面積の算定方法は、原則として、各施設の専有部分の面積比による按分とします。

- (1) 各施設の専有部分の面積及び共有部分（玄関や廊下、階段やエレベータ等）の有無を、平面図等の図面や事業所からの聞き取り等により確認する。
- (2) 建物の総面積から、各施設の専有面積及び補助対象外部分の面積を引き、共有部分の面積を確定する。
- (3) 面積比按分により、補助対象に含める共有面積を算定する。
- (4) 専有部分の面積に、(3)で算定した共有面積を足して補助対象面積を確定する。

■面積按分の仕方の例

建物全体の総床面積 984.60 m² (3階建て)

1階：屋内駐車場	100.00 m ² (補助対象外部分)
デイサービスセンター	228.20 m ² (補助対象外施設：①)
2階：認知症高齢者グループホーム	192.80 m ² (補助対象施設：②)
小規模多機能型居宅介護事業所	135.40 m ² (補助対象施設：③)
3階：認知症高齢者グループホーム	328.20 m ² (補助対象施設：②)

手順1：専有面積の確認

- ① デイサービスセンター 204.60 m²
- ② 認知症高齢者グループホーム 495.80 m²
- ③ 小規模多機能型居宅介護事業所 117.30 m²

④ 専有面積の合計 $\underline{\text{①}+\text{②}+\text{③}= 817.70\text{m}^2}$

手順2：共有部分の面積の確定

建物の総床面積 984.60m^2 - 専有部分の面積の合計 817.70m^2 -

補助対象外部分（屋内駐車場） 100.00m^2 = 共有部分の面積 66.90m^2

手順3：各補助対象施設にかかる共有面積の算出

② 認知症高齢者グループホーム

共有部分の面積 66.90m^2 × (認知症高齢者グループホームの専有面積

495.80m^2 ÷ 専有面積の合計 817.70m^2) = 40.56m^2

③ 小規模多機能型居宅介護事業所

共有部分の面積 66.90m^2 × (小規模多機能型居宅介護事業所の専有面積

117.30m^2 ÷ 専有面積の合計 817.70m^2) = 9.60m^2

手順4：各補助対象施設にかかる補助対象面積の確定

② 認知症高齢者グループホーム

$495.80\text{m}^2 + 40.56\text{m}^2 = 536.36\text{m}^2$

小数点以下第一位を四捨五入し、 536m^2

③ 小規模多機能型居宅介護事業所

$117.30\text{m}^2 + 9.60\text{m}^2 = 126.90\text{m}^2$

小数点以下第一位を四捨五入し、 127m^2

■留意点

ア 複数の施設が併設されている場合、面積比によらず、単純に施設数で割って共有面積を算定することは認められない。

イ m^2 単価による支援であることから、会議室等の共有部分の設備の使用頻度や施設定員数で按分することも認められない。

ウ 按分を行わず、共有部分の全ての面積を補助対象として申請することも当然認められない。

エ 共有部分の面積が確認できなければ、市町村及び事業者の判断で、専有部分のみで申請することは差し支えない。

オ 消火ポンプユニット等の算定についても、按分を行う。(次頁の例を参照。)

例) 補助対象面積 500m²、補助対象外面積 300m²の複合型施設

①消火ポンプユニット等の設置にかかる費用が 3,000千円の場合

・消火ポンプユニット等

$$3,000 \text{千円} \times 500 \text{m}^2 / 800 \text{m}^2 = 1,875 \text{千円}$$

1,875千円 \leq 2,320千円のため、算定額 1,875千円

・スプリンクラー

$$9.26 \text{千円} \times 500 \text{m}^2 = 4,630 \text{千円}$$

・協議額 1,875千円 + 4,630千円 = 6,505千円

②消火ポンプユニット等の設置にかかる金額が 5,000千円の場合

・消火ポンプユニット等

$$5,000 \text{千円} \times 500 \text{m}^2 / 800 \text{m}^2 = 3,125 \text{千円}$$

3,125千円 \geq 2,320千円のため、算定額 2,320千円

・スプリンクラー

$$9.26 \text{千円} \times 500 \text{m}^2 = 4,630 \text{千円}$$

・協議額 2,320千円 + 4,630千円 = 6,950千円

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて

1. 補助対象事業について

- ・地震や土砂災害等に対する防災対策を目的とした改修事業（これと一体的な施設や設備の改修を含む）
- ・利用者の安全性確保等を目的とした施設の老朽化に伴う大規模修繕事業（これと一体的な施設や設備の改修を含む）

2. 補助基準について

上記1に定める事業のうち、次のすべてを満たすものを対象とする。

- （1）建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
- （2）対象施設の目的以外の用途に使用するためのものではないこと。
- （3）建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたものではないこと。
- （4）本交付金の他の事業による助成対象となる事業でないこと。

3. 申請の制限について

本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。

4. 提出が必要な添付資料について

下記の書類を添付すること。

- ① 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
- ② 見積書

5. 留意事項

利用者の安全性確保等を目的とした施設の老朽化に伴う大規模修繕事業に該当する事業を申請する場合には、当該施設にどのような危険性があるのかを申請書類の中に具体的に明記すること。

事業名 既存高齢者施設等の防火対策・耐震化等の推進

平成29年度予算(案)
22.7億円

事業目的

地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する高齢者施設等の安全安心を確保するため、スプリンクラー未設置施設の整備や、認知症高齢者グループホーム等の耐震化等を推進する。

事業概要

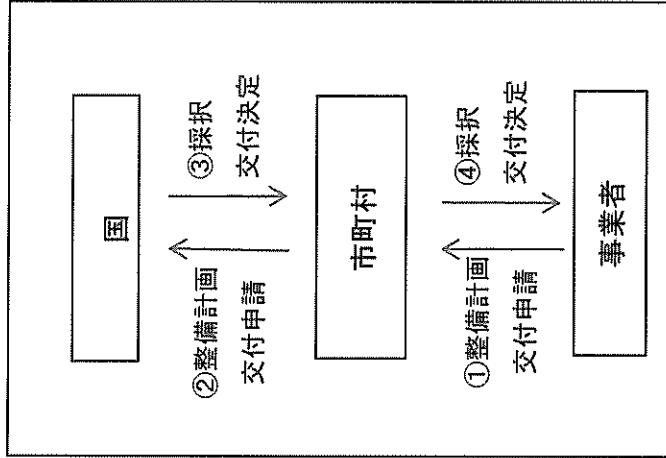
- ①既存高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業
平成27年4月から原則として自力で避難することが困難な人が多く入所する高齢者施設等にスプリンクラーの設置が義務づけられおり、(平成30年3月まで経過措置)、現在、スプリンクラー設備等が未設置となっている施設について、早急に整備を行う。
- ②認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進する。

①既存高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業

施設種別	助成単価
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、 養護老人ホーム、認知症高齢者グループ ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 小規模多機能型居宅介護事業所、老人 短期入所施設等の宿泊を伴う事業	○スプリンクラー設備 ・1,000m ² 未満の場合 9,260円／m ² ・1,000m ² 未満で消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,260円／m ² + 2,320円／1施設 ○自動火災報知設備を整備する場合 1,030千円／1施設 ○消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合 310千円／1施設
小規模特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、小規模多機能型居宅介護事業所等	14,700千円以内／1施設
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等	7,370千円以内／1施設

②認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

施設種別	助成単価
小規模特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、小規模多機能型居宅介護事業所等	14,700千円以内／1施設
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等	7,370千円以内／1施設



老人福祉施設等を対象とする消防法令の改正について

平成26年3月20日
奈良県健康福祉部長寿社会課

1 改正概要

スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置対象の拡大

(1) 消防設備(主なもの)の設置基準の見直し

適用	消防法施行令別表第1 第6項口			消防法施行令別表第1 第6項ハ		
消防設備種別	スプリンクラー設備	自動火災報知設備	火災通報装置(消防機関へ通報する火災報知設備)※	スプリンクラー設備	自動火災報知設備	火災通報装置(消防機関へ通報する火災報知設備)
現 行	延べ床面積 275 m ² 以上	すべての施設	すべての施設	平屋建以外で延べ床面積 6,000 m ² 以上	延べ床面積 300 m ² 以上	延べ床面積 500 m ² 以上
平成27年4月1日～	すべての施設	同上	同上	同上	利用者を入れ居、又は宿泊させるもの →すべての施設 上記以外 →延べ床面積 300 m ² 以上	同上

※ 別表第1第6項口に掲げる防火対象物の火災通報装置は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあっては、この限りでない。

(2) 施設類型による適用について（消防法施行令別表第1） 平成25年4月30日付、県より通知済

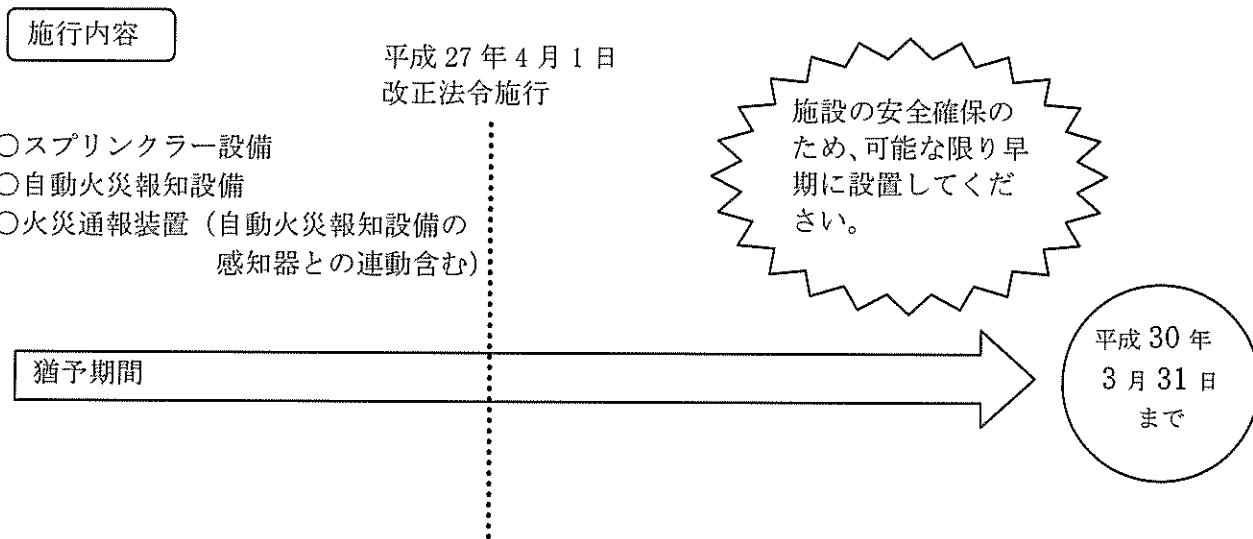
施設類型	現行制度	平成27年4月1日～
・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・認知症高齢者グループホーム	第6項口	第6項口（変更なし）
・有料老人ホーム※1	・主として要介護状態にある者を入れ居させるもの → 第6項口 ・それ以外のもの → 第6項ハ	・避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの※2 → 第6項口 ・それ以外のもの → 第6項ハ
・デイサービスセンター ・軽費老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所	第6項ハ	
・老人福祉センター ・老人介護支援センター	第6項ハ	第6項ハ（変更なし）

※1 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（食事の提供等を行うもの）を含む。

※2 「避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの」とは、入居又は宿泊する要介護3以上の者が施設定員の半数以上であることを目安とする。

2 施行日と既存施設の経過措置

改正法令は平成27年4月1日に施行。但し、既存施設（新築、改築等工事中含む）については、経過措置として下記のような猶予期間が設けられている。



この文書は、消防法令改正に関する主なものを、県長寿社会課でまとめたものです。

消防法令に関するご不明な点、取扱いの詳細については、管轄の消防署にお問い合わせください。